

第3回子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会 次第

日時：令和2年3月25日(水)15時30分～

場所：御所西京都平安ホテル 3階「羽衣の間」

1 開 会

2 議 題

「子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興について（報告書）（案）」
について

3 閉 会

「子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会」
委員名簿

氏名	団体・役職名
伊豆田 千加 <small>いづた ちか</small>	特定非営利活動法人 子育ては親育て・みのりの もり劇場 理事長
上田 静男 <small>うえだ しずお</small>	公益社団法人 京都府青少年育成協会 会長
栗山 圭子 <small>くりやま けいこ</small>	株式会社京都新聞社 編集局文化部 編集委 員・論説委員
小崎 恭弘 <small>こさき やすひろ</small>	大阪教育大学 教育学部 准教授
竹内 香織 <small>たけうち かおり</small>	公益財団法人 京都市芸術文化協会 事業課長
新川 達郎 <small>にいかわ たつろう</small>	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

※ 五十音順，敬称略

第3回 子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会

於：御所西京都平安ホテル「羽衣の間」

同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

新川 達郎

会長

大阪教育大学
教育学部 准教授
小崎 恭弘

(公財)京都市芸術文化協会 事業課長
竹内 香織

(特非)子育ては親育て・みのりのもり劇場 理事長

伊豆田 千加

(公社)京都府青少年育成協会 会長

上田 静男

(株)京都新聞社 編集局文化部長 編集委員・論説委員

栗山 圭子

記者席

記者席

事務局

京都市
子ども若者はぐくみ局
育成推進課長
和田 陽

福井 弘

京都市
子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部長

事務局

京都市
子ども若者はぐくみ局長
久保 敦

松村 淳子

京都府
健康福祉部長

柴田 浩継

京都府
健康福祉部副部長

事務局

京都府健康福祉部
こども・青少年総合対策室長
水谷 公祐

野木 孝洋

京都府健康福祉部
こども・青少年担当課長

(傍聴席)

事務局

京都市
文化芸術都市推進室
文化芸術都市推進課

事務局

京都市
教育委員会事務局
学校指導課

京都府
文化スポーツ部
文化政策室

事務局

事務局

事務局

(案)

**子ども・青少年を健やかに育むための
文化・芸術振興について
(報告書)**

令和2年●月

子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会

I はじめに ～検討の趣旨～

京都では、全国をリードする府市協調のもと、地域住民や関係団体、企業、大学、NPOなどとの協働により、「子育て環境日本一」を目指した取組が進められているが、この実現に向けては、子育て支援にとどまらない総合的な取組が不可欠である。

本検討会は、その中でも「文化・芸術」に着目して発足した。

文化芸術基本法は、文化・芸術を「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」としているが、これは子ども・青少年の育成においても重要な意味を持つ。

日本を代表する文化芸術都市である京都において、文化・芸術は、これまでも大きな強みとなってきたが、文化芸術基本法のもと、平成30年10月に文化政策を総合的に推進するための司令塔となる「新・文化庁」が誕生し、令和4年には文化庁が京都へ全面的に移転する見込みとなっているなど、京都の文化・芸術は新たな局面を迎えている。

このような転換期において、次代を担うあらゆる子ども・青少年が、多様な文化・芸術に親しみ、豊かな人間性や創造性を育むための方向性について、次のとおり意見を取りまとめた。

Ⅱ 現状と課題

1 文化・芸術に触れる機会の充実

京都には、千年を超える歴史の中で奥深い精神文化の拠点都市として、伝統文化を継承してきた京都市域をはじめ、北部から南部地域まで、個性豊かな魅力的な地域資源が数多く存在するとともに、有形・無形の文化財、様々な文化施設など、多彩な文化・芸術資源が維持されてきた。

文化・芸術に親しむことは、自己肯定感の高さとの間に、一定の相関関係を伺わせる調査結果もあるなど、豊かな人格形成に大きな影響を及ぼすと考えられる。

このため、こうした京都のメリットを最大限に活用し、子ども・青少年が文化・芸術に触れる機会を提供していくことが重要である。

また、地域住民自身も身近な文化・芸術資源の価値に気づいていないこともあり、こうした機会を通じ、子ども・青少年自身が身近な文化・芸術資源の価値を十分に認識することも求められる。

なお、これら文化・芸術資源のうち、創造・発表の場となる施設については、ロームシアター京都、京都芸術センター、京都市京セラ美術館、京都コンサートホール、京都市文化会館（市内5箇所）、京都市青少年活動センター（市内7箇所）、府民ホールアルティ、京都府文化芸術会館、京都文化博物館など、多くの拠点が立地する京都市はもとより、京都市以外の京都府域においても、京都府長岡京記念文化会館、京都府中丹文化会館、京都丹後文化会館など、市町村ごとに施設が設置されており、住民のニーズは一定充足していると考えられる。

施設の整備・運営には多額の費用を要し、今後、老朽化した施設への対応も課題となってくることが予想されるため、今後は、ハードの整備・運営よりも、ソフト事業に重点を置いた施策展開が必要である。

2 暮らしに息づく文化の次世代への継承

前項で触れた豊かな文化・芸術資源も、未来永劫必ず受け継がれていくものとは限らない。

京都では、衣食住の生活文化をはじめとして、地域に根差した暮らしの文化が今も息づいているが、少子化や家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化といった今日の社会的情勢は、その継承において大きな逆風となっており、先人たちが守り育ててきた文化・芸術を次世代に引き継いでいくためには、これまで以上の取組が求められる。

「いただきます」に代表されるわれわれの生活様式も、自然に対する尊重や感謝を表す日本人の精神文化であり、今後、インバウンド戦略を考えるうえでも、これらを再認識し、守り伝えていくことが必要となろう。

その取組として、子ども・青少年を、これら文化・芸術を支える担い手としていくことは不可欠である。また、特に専門的な担い手（プロフェッショナル）の育成においては、経済的に自立できるかどうかは重要な要素となる。京都には多くの芸術系大学が立地するが、こうした大学の卒業生に対して、どのような活躍機会を提供していけるかも検討すべき課題となるであろう。

3 子ども・青少年による新たな文化の創造・発信

京都では、各地で築かれた個性豊かな文化が、国内外との交流を通じた人の営みによって更に洗練され、深められてきた。

現代においても、例えばICT技術の発展は、芸術家等の創造や発表に大きな影響を及ぼしているのであり、そのような中で生まれた文化・芸術は、既存の評価軸では捉えきれないこともある。こうした新たな文化・芸術を正當に評価していくため、必要に応じて従来の価値観に修正を加えていくことも求められよう。

また、若い感性を発揮し、文化・芸術の力を他分野に生かしていくことで、新たなイノベーションを起こすことが、地域社会の活力を生み出していくうえでも重要である。新たなビジネスモデルや市場（マーケット）の創造、アートの力を生かした地域コミュニティ活性化、福祉・医療分野での課題の緩和など、分野の壁を超えた取組が期待される。

Ⅲ 目指すべき方向性

1 ライフステージごとの京都ならではの文化体験

文化・芸術の鑑賞や歴史・風土に根差した地域の文化・芸術に触れる体験学習等は、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらすものである。

家庭の経済状況等に関わらず、乳幼児期から青少年期まで、誰もが文化・芸術に触れることのできる機会が提供されるべきであり、ライフステージによっては自らの興味・関心に応じて選択ができるよう、多様な選択肢を提供できればなお望ましい。

学校や子育て支援施設に芸術家等を招いての実技指導、本格的な文化・芸術施設を訪れての鑑賞、ジュニアオーケストラや少年合唱団などの子ども・青少年自身の主体的な活動などで実際に触れて体験することはもちろん、VRやARなどの情報通信技術も活用しながら、あらゆる場面において、体験機会を設けていくべきである。

また、文化・芸術の中でも、生活様式の変化によって触れる機会の少なくなりつつある、地域に根差した暮らしの文化に関しては、これまで以上に重点的な取組が求められる。伝統産業品を用いた着付け・茶道等の体験や給食における和食の充実など、これらに触れる機会を増やしていくことはもとより、文化・芸術を身近に感じながら育っていくことの楽しさやすばらしさが実感できるよう、所作や様式の背景にあるもの（相手への「おもてなしの心」など）を併せて伝えるなど、関心の持たせ方にも工夫が必要となる。

さらに、外国などの異文化との交流は、自らの文化的背景を強く意識するきっかけになるとともに、そうした文化・芸術を広く世界へ発信する好機でもあるため、海外への留学生や留学予定者に対し、京都の文化を体験する機会を積極的に設けていくべきである。

2 文化・芸術の力を生かした共生社会の実現

こんにち、貧困やひきこもりなど、子ども・青少年が抱える社会的な困難は、これまで以上に複雑・多様化しており、画一的な支援だけでは解決につながらないケースも考えられる。

そこで、「人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供」（文化芸術基本法）できるという文化・芸術の力（「社会包摂」の機能）を発揮し、こうした困難を抱える人々が文化・芸術に触れてもらう機会を拡充することで、社会参加の機会を増やし、その困難の緩和につなげることができないか。これまでも住民や関係団体等により草の根レベルの活動が行われてきたが、今後、更なる取組の拡大を図るべく、行政も関与のうえ、例えば病院、福祉施設等に芸術家を派遣するための相談・支援、アートを活用した居場所づくりなどが求められる。

また、町衆による高度な自治が培われてきた京都においては、地域コミュニティの力（地域力）は強みとなってきたが、近年、地域のつながりが希薄化する中で、子ども・青少年やその家庭の孤立を防止するためにも、地域コミュニティの更なる活性化は急務となっている。この点においても社会包摂の機能を十分に生かし、拠点の設置や文化・芸術の素養を持つ担い手によるまちづくり支援などにより、地域活動とアートを有機的に結び付けていくべきである。

3 京都府全体における地域間交流の推進

子ども・青少年の文化・芸術振興においては、当然子どもたちが主体となるものの、それを支えるのは、地域の人であり、全ての世代が共同しながら、地域の中で子どもたちの文化・芸術を支えていけるような枠組みが必要となる。

また、京都市は、平安遷都以来、山紫水明の美しい自然に恵まれ、精神文化の拠点都市として栄え、歴史に培われた多様な文化や、有形・無形の文化財、様々な文化施設など、多彩な文化・芸術資源が地域の中で集積している。しかしながら、京都市内でなくても、人が生活してきたところには、その地域独自の文化や芸術が存在している。

一方で地域社会では、少子・高齢化、過疎化、地域コミュニティの衰退など、地域の文化・芸術の継承や振興において多くの課題が存在している。そのため、地域の中で文化・芸術に触れる機会を作っていくとともに、地域間で交流を進めることにより、子どもたちが、自分が生まれ育ってきた地域の文化・芸術の価値に気づき、新たな発見ができるような、より幅広い視点での取組が求められている。

4 産業との融合などによる新たな価値の創造

京都の有形・無形の文化・芸術資源は、そのままの形で保全・継承するのみにとどまらず、それぞれが持つ魅力を十二分に引き出し、更なる付加価値を創出していくことも併せて考えられるべきである。

もとより、文化・芸術活動を持続可能なものとしていくためには、そこで収益が上がることも重要な要素であり、まちの活力を生み出していくためにも、新たなビジネスモデルの創出、産業や市場（マーケット）の育成、他分野への活用を促すことにより、文化・芸術によるイノベーションを実現していくことが重要である。

このため、衣食住などの暮らしの文化や自然・歴史的景観をいかした観光振興、映画やマンガ・アニメなどのコンテンツビジネスの振興を推進するとともに、国際的なアートフェアや異分野交流のイベントを積極的に開催するなど、企業も巻き込みながらイノベーションの萌芽が次々と生まれていく仕組みづくりに取り組まれない。

また、アート作品を買うことが日常の消費行動となるよう、京都に住む作家自身が地域住民に発表、販売するなど、いわば「アートの地産地消」の仕組みとして、作品の鑑賞だけでなく購入ができる拠点やイベントを、生活の身近な場所で設けていくべきである。

5 若手芸術家等の育成・支援

京都の豊かな文化・芸術を未来に伝え、「未来の」子ども・青少年にもそれらに触れる機会を提供していくためには、「現在の」子ども・青少年に機会を提供しながら、彼ら自身が文化・芸術の担い手になっていくこと、すなわち、絶えざる担い手の再生産が欠かせない。

芸術家等として直接的な担い手となることはもとより、日常生活と文化・芸術が密接に結びついた生活を送る鑑賞者の裾野を広げること、更には両者を効果的につなぐ橋渡し役など、多様な視点が必要である。

芸術家等の育成に向けては、関係機関、企業等とも協働しながら、京都で継続的に活動を行なっていくための制作・発表拠点の設置・運営、芸術家等の社会的、経済的地位の向上につながる取組など、まち全体でその活動を奨励していくことが望まれる。

これらの取組を通じ、地域に根差した草の根の活動を展開するアーティストを育てていくとともに、その中から世界的なアーティストが育っていくことが望ましい。

また、文化・芸術は時代とともに変化するものもあり、とりわけデジタル・ネイティブである現代の子ども・青少年からは、これまでにない新たな創造も期待される。このため、こうした「若者文化」に対して広く発信する機会を提供しながら、新たな文化・芸術への受容度を高めていくことも必要となろう。

芸術家等と鑑賞者の橋渡し役を果たすことができるディレクター、キュレーター、コーディネーターなども、育成が急務である。とりわけ分野をまたぐ創造やイノベーション、身近な地域の文化・芸術資源の発掘・活用には、文化・芸術に対する素養はもとより、総合的なマネジメント能力を備える必要がある。学術機関等による養成に加え、海外の著名なキュレーター等の招聘など、社会的認知度の向上にも取り組み、育成に努められたい。

6 創造・発表を行う場の提供

芸術家等の育成には、文化・芸術の創造・発表を行うことのできる場が欠かせない。

ロームシアター京都、京都コンサートホールなど、京都には既に多くの施設が存在するが、京都市京セラ美術館のリニューアルオープンをはじめ、新たに京都市立芸術大学の移転整備や北山「文化と憩い」の交流構想などの取組も進められている。

一方で、府市の財政状況を踏まえても、今後多くの施設整備は見込めないが、そもそもこうした創造・発表の場は、公的施設であることも、ハード施設であることすら、必ずしも必要ではない。

空き家や商店街の空き店舗などの民間資源の活用、ウェブ上での創造・発表の促進、地域の連携・協働を推進する枠組みなどを通じて幅広く創造・発表の場を提供し、京都の至る所で文化・芸術活動が行われるようなまちづくりを進めていくことが重要である。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとした社会環境の整備

文化・芸術を通じて豊かな心をはぐくむためには、ある程度の時間的・精神的ゆとりが必要である。

特に、子ども・青少年に対して文化・芸術に触れる機会を提供していくのは主に大人であり、大人の側にゆとりがなければ取組の成功は望めないであろう。

まずは、産業界との協働により、働き方改革を一層加速させていただきたい。

また、失敗を通じて学ぶことも多いのであり、大人には、子ども・青少年の選択や挑戦を前向きに受け止め、一般的な価値観からは間違いと思われることも、ときには受け入れる寛容さを備えるべきである。

そのためにも、親子で参加できるイベントを開催するなど、大人自身が楽しみながら多彩な文化・芸術に触れることで、多様な価値観に対する受容度を培っていくことが求められる。

IV 最後に ～子育て環境日本一の実現に向けて～

本検討会は、府市が手を携えて発足したこと自体も画期的なものであったが、文化・芸術の視点から子ども・青少年の健やかな成長を考えてみようという試みは、文化を基軸にしたまちづくりを進める京都の独自性を強く感じさせるものであった。

我々としても、文化・芸術を幅広く捉えたうえで、各委員が率直かつ熱い議論を交わしたが、そこで改めて感じたのは、京都で暮らし、育つことの価値である。すぐ近くに国宝があること、触れようと思えば能や狂言などのほんものに触れられることなど、他都市が実現しようのない価値がここにはある。

そして、そのような京都に暮らす子ども・青少年にも、京都ならではの「育ち」があつてしかるべきであろう。

こうした思いのもと、議論の成果をこのように取りまとめた。

今後、「子育て環境日本一」を目指す京都府及び京都市が、この意見を踏まえた施策を展開し、子ども・青少年に心豊かな社会が提供できることを期待するものである。

【参考】

1 委員名簿

氏名	団体・役職名
伊豆田 千加 <small>いづた ちか</small>	特定非営利活動法人 子育ては親育て・みのりのも り劇場 理事長
上田 静男 <small>うえだ しずお</small>	公益社団法人 京都府青少年育成協会 会長
栗山 圭子 <small>くりやま けいこ</small>	株式会社京都新聞社 編集局文化部 編集委員・論 説委員
小崎 恭弘 <small>こさき やすひろ</small>	大阪教育大学 教育学部 准教授
竹内 香織 <small>たけうち かおり</small>	公益財団法人 京都市芸術文化協会 事業課長
◎新川 達郎 <small>にいかわ たつろう</small>	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

※ 五十音順，敬称略，◎：会長

2 検討会開催状況

第1回 令和元年 9月 2日

第2回 令和元年11月27日

第3回 令和2年 3月25日

第2回子ども・青少年を健やかに育むための 文化・芸術振興に係る検討会 会議録

日 時	令和元年11月27日(月) 17時から18時30分まで
場 所	ルビノ京都堀川2階 ひえいの間
委 員	新川達郎会長、伊豆田千加委員、上田静男委員、栗山圭子委員、小崎恭弘委員、竹内香織委員、
次 第	◇ 議題 (1) 論点について (2) 意見交換

(1) 現状報告

事務局から資料1、2、参考資料を用いて説明し、また、新川委員を会長に指名。

(2) 意見交換

主な意見等

○伊豆田委員

文化・芸術を土台として、心が豊かになることが、コミュニケーションスキルの向上や国内をはじめ海外でも活躍できる人材育成の土壌を作ることにつながる。

○竹内委員

まず、子どもたちを取り巻く社会環境が劇的に変化してきたことへの共通の理解を作るとともに、これからどう変化させたいのかという未来像の共有を行ったうえで、文化芸術によってどのような社会が作られると、幸せだと思えるのかについて議論する必要がある。

○栗山委員

京都の文化で当たり前と想っていることが、他の地域によってはそうではないこともあるので、一方的な決め付けや押し付けはすべきではない。地域によってそれぞれの文化があるという幅広さが文化の豊かさだと思う。

○小崎委員

文化・芸術を守り継承していくのか、あるいは変化してまた新たに違う形にしていくのか、文化・芸術は地域や時代とともに変動していく幅が広いもの。この幅の広さは、その地域やその時代の中で許容されてきたものだと思う。

文化・芸術でお金のお話をすることは駄目なことと言われることがあるが、福祉と芸術が融合した障害者アートを販売することなどはすごく面白い取組だと思う。文化・芸術については、様々な可能性を追求しながら、多様な視点の中で検討していく必要がある。

○上田委員

先人たちが、自然を大切にながら、豊かな生活を確保してきたことも伝統文化の一つの表れだと思う。

豊かな生活には経済的な豊かさもあれば、心の豊かさもある。文化・芸術は、これからの世代を担っていく子どもたちの内面的な豊かさを育む方法の一つとして活用できたらいいと思う。

○伊豆田委員

今回の子ども・青少年をターゲットにした文化・芸術振興を検討する理由の一つとして、コミュニティが希薄化している中であって、多様な価値を認めることができる関係を作っていくということがある。それによって、将来、結婚や子どもを持ちたいと思う気持ちにも繋がるということがあると思う。

文化・芸術に関わることによって、将来、子どもたちがすごくいい子になるとか、社会的地位があがるとか、海外で活躍する率が高くなるとか、そういった前向きの意識がインプットできたら、親は子に文化・芸術に関わらせないといけないと思うかもしれない。

最近、小中学校で行われている、科学・技術の楽しさやプログラミングを教えるロボットクラブはとても人気がある。そこを逆手にとってロボットを芸術の中に入れてしまえば、それも芸術の発信になるのではないか。

○竹内委員

今回の検討に当たって、文化・芸術に関わっている人や関心のある人たちだけではなく、企業などを巻き込んで京都ならではの金銭の流れやアイデアを入れ込む議論のテーブルを作ることも考えてもよいのではないか。

○小崎委員

子どもは1人1人がアーティストで、表現の方法はいろいろあるが、内面から自分のことを表現する。一方で、周りの大人がそれを受けとめる感性や許容度がすごく低くなっていると思う。

現代社会の中で大人の余裕の少なさみたいところが、文化を狭く捉えてしまっているのではないか。

○栗山委員

フラワーアレンジメントをされている海外の方が素晴らしい花束を見つけたとって仏様にお供えする花を買ってきたという話を聞いた。海外では手に入れづらい艶々したシキミの葉が魅力的に映ったそうだ。それをけしからんと言う人もいれば、逆にそういう見方ができるのかと言われる人もいる。

私たちが仏様の花と思っているものでも、知らなければ、そうは見えない。そういった文化の違いを受け止められる大人の寛容さがないと、子どもの文化を育てていけないので

はないか。

○小崎委員

京都は日本の和の伝統の地であることは誰もが知っていることである。残念ながら和服を着る習慣など、一定の文化・芸術が失われていくことも仕方がないという考える一方で、伝統文化を理解し、大事なものは守っていくという責任もあると思うので、京都ならではのこだわりというものも議論していく必要があるのではないか。

○竹内委員

文化・芸術が、子どもたちに受け入れてもらえるのか、さらに次の世代に引き継いでいってもらえるのかどうかについては、子どもたちで決めてもらえばいいというぐらいの気持ちで、文化・芸術との出会いの場を作っていくことしかできないのではないか。

○上田委員

文化・芸術がどのように定着してきたのかを子どもたちに分かってもらえるようにすることが、京都の文化を広めるのに役に立つと思う。そこには、地域社会や自然環境を思いやる人の心というものが大事となるのではないか。そういうものを何とか伝えられるような展開ができればいいかなと思う。

○小崎委員

自国の文化とか京都の文化の良さっていうのは、異文化との出会いの中で知るということもある。まずは、そのあるものを素晴らしいと気づくことが大人も子どもも大切ではないか。

○伊豆田委員

子どもが幼稚園のお絵かきのときに、腕を三つ書いたら先生に書き直しなさいって言われたという話がある。果たしてそういう絵をどう捉えたらよいか、どう評価したらいいのか。教育者への投げかけも必要かもしれない。

○竹内委員

教育の現場において芸術プログラムをどのように指導されているかについては、なかなか難しいところではあるが、教育現場で先生がゆとりを持って子どもたちと一緒に楽しむように持っていくことが大事ではないか。

○小崎委員

京都が持っている文化・芸術の空気感や雰囲気のようなものを損なわないような施策を行っていくことが大事だと思う。

○栗山委員

伝統文化の持つ独特の美意識を伝えていくためには、子どもたちへの関心の持たせ方にまだまだ工夫の余地があると思われる。まずは関心を持たなければ、どんなにすてきなものや美しいものがあったとしても興味もわかないと思う。

○竹内委員

文化・芸術への関心を持たせるためには、ナビゲーターやコーディネーターの存在が大事であるが、伝統芸能の世界においては教え方も含めて傳承されている場合もあるので、そこから外れられないこともある。

○上田委員

教えてもらう側の子どもたちも楽しんでやりがいを感じることができれば、覚えておこうという気持ちになる。そして、教える側もやりがいがあって、伝えられてよかったというように思えるような仕組みが大切だと思う。

○伊豆田委員

文化・芸術の振興を検討する上で、多様な人々が互いに個性を認め合うインクルージョン（包摂）といった視点が大事である。

○小崎委員

文化・芸術においては自然も大きな軸であるため、検討にあたっては地域のすばらしさや豊かな自然文化についても必ず意識していく必要がある。

○竹内委員

京都に暮らす人の中には、歴史も自然も文化もないと思っている人もいると思う。しかし、何もないと思っているところにも実は存在しているんだという視点をもって、京都のどこの地域においても、これらの存在を伝えていくことが必要ではないか。

○栗山委員

子どもたちは大人と全く違う文化を持っているっていうことをきちんと踏まえたうえで、受け継いで欲しい文化を伝えていく必要があると思う。

会長まとめ

文化・芸術を多少なりとも身につけるといことは、その人自身の心の豊かさだけでなく、その人自身の生き方や他の人との関わり方、コミュニケーション力、そういうものを大きく変えていく、あるいは大きな力になっていくものであり、人生のいろんな場面でも大きな力になると思うし、文化・芸術ではないところでも大きな力を発揮するはずだということを御示唆いただいた。

また、これまで大事にしてきた本当に良いものを、どう子どもたちに伝えていくのかについては、少しだけ長く生きてきた者の役割かもしれない。そのときに、伝えられるもの

を私たち自身がどれくらい沢山持っているか、あるいは、持っていないくても、いろんな人の力をいただいて、一緒に子どもたちに気づいてもらうというチャンスをどれくらい増やせるかが大事である。これによって子どもが本当に心豊かに育っていく、あるいは、文化・芸術の次の担い手になっていくというチャンスになるのかもしれない。

子どもたち自身が文化の担い手であり、芸術家であるという前提で、伝える側、伝えられる側がお互いに認め合い、楽しみを作りながら、文化・芸術振興を通じた更なるはぐくみ、さらには自然や歴史などが持っている多様性や包摂性といったことも考えていく必要がある。

子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会設置要領

(趣旨)

第1条 子ども・青少年の文化・芸術振興について、専門家等から幅広く意見を求めることを目的として、子ども・青少年を健やかに育むための文化・芸術振興に係る検討会（以下「検討会」という。）を京都府及び京都市が共同で設置する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、学識経験のある者その他京都府知事及び京都市長が適当と認める者のうちから、京都府知事及び京都市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 京都府知事及び京都市長は、委員のうちから検討会の会長を指名する。

2 会長は、検討会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会は、京都府健康福祉部長及び京都市子ども若者はぐくみ局長が招集する。

2 京都府健康福祉部長及び京都市子ども若者はぐくみ局長は、検討会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、京都府健康福祉部長及び京都市子ども若者はぐくみ局長が別途定める。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。